

## 第7節 快適でより便利なまちをつくるために

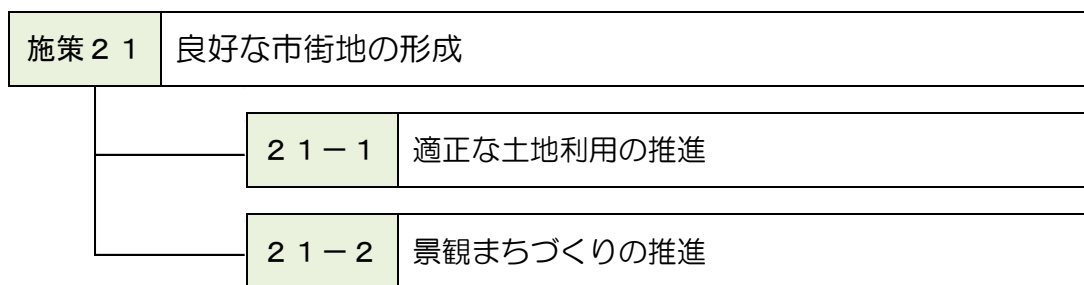
### 7-1 多世代がいつまでも快適に暮らせる、くつろぎとふれあいに満ちたまち

#### 施策2-1 良好な市街地の形成

目的	対象	市内全域
	意図	便利で快適になる

#### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

都市計画の最上位計画である調布市都市計画マスタープランを基本として、適正な土地利用を推進するとともに、市民の身近な景観の価値を高める景観まちづくりを推進し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地を形成します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 公共サインの整備等

#### ✚ 現状と課題

- 調布市は、都心に近い交通至便な立地にありながら、国分寺崖線などの緑、多摩川や野川などの水辺や湧水の自然環境に恵まれ、都市の利便性と自然の豊かさの両方を享受できるまちとしての特性を有しています。
- 市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川などの大規模な公園緑地やオープンスペースがあります。また、樹林地、田畑などの農地の広がりにより、市街地におけるうるおいを創出しています。農地の8割以上が生産緑地地区に指定されていますが、相続の発生などによりその面積は年々減少しています。
- 将来にわたって、自然の豊かさと都市の利便性やにぎわいを感じられる暮らしやすいまちであり続けるためには、市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進し、地域の特性を生かした住民参加のまちづくりを進めていく必要があります。

- 調布市では、住民発意による街づくりを推進するため、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（街づくり条例）」に基づき、地域住民が進める街づくり活動に対する支援を行っています。街づくり条例に基づき認定した「街づくり協議会・準備会」は、これまで20地区で設立され、住民参加の意識の高まりがみられます。また、地区ごとのまちづくりの目標やルールを定める地区計画は、平成26年3月末時点で10地区が決定されています。
- 用途地域等の都市計画決定権限が、東京都から市に移譲され、これまでも増して地域の特性に応じた計画的な土地利用を誘導する必要があります。
- 調布市では、これまで地区計画制度の活用、建築物の高さの最高限度を定める高度地区や「深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区」における特別用途地区の指定などにより、良好な景観形成に向けた規制・誘導を実施してきました。平成24年4月には、個性的で魅力あふれる「調布らしい景観」をつくりはぐくんでいくための基本的な方向性を示す調布市景観基本計画を策定しました。また、平成25年6月に景観行政団体に移行し、建築行為等に対する届出審査を通して、良好な景観形成のための規制誘導に取り組んでいます。
- 良好な景観形成のためには、これまでのまちづくりの取組などを踏まえ、各種施策との連携、様々な市民活動の推進や景観学習、景観法や都市計画法などの諸制度の適切な活用や運用、関係機関などとの連携による推進体制づくりなど、総合的な景観施策を展開していく必要があります。
- 平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、持続可能で環境負荷の少ない、低炭素都市づくりを促進していくことが重要となっています。
- 調布市では、平成24年3月に「調布市公共サイン整備方針」を策定しました。この整備方針に基づき、「飛田給駅周辺地区公共サイン整備計画」や「深大寺地区公共サイン整備計画」を策定し、公共サイン整備に取り組んでいます。今後も、だれにもわかりやすい公共サイン整備を推進するとともに、適切な維持管理を図っていく必要があります。

### 調布市の景観特性



出典：調布市景観基本計画（平成24年4月）

✚ 基本的取組の内容

21-1 適正な土地利用の推進

◆都市計画マスタープラン・地域別街づくり方針の運用

人口構造や都市構造の変化などの調布市を取り巻く社会経済情勢や街づくりの動向等に対応した将来都市像を共有するため、平成26年9月に改定した調布市都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の推進を図るとともに、地域別街づくり方針に基づき、市民、事業者及び市の協働により、地域の特性を生かした住み良い街づくりを進めていきます。

◆地区計画制度の活用

地区の特性にふさわしい良好な市街地を創出するため、地区住民の合意形成を図りながら、きめ細かい地区レベルでの規制・誘導を実現する地区計画制度を活用した街づくりを推進します。さらに、地区の特性に応じた身近な公園や緑地を配置するとともに、公共における水や緑の拠点と、民間により創出される様々な緑との連続性により、緑豊かな都市環境の創出を図ります。

一団地の住宅施設\*である多摩川住宅は、良好な居住環境の向上及び都市機能の増進を図るため、地区住民とまちづくりの目標を共有しながら地区計画制度を活用したまちづくりを進めます。

※一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため、必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住環境の確保及び都市機能の増進を図ることを目的に都市計画で位置付けられた住宅

◆住民発意の街づくり活動の支援

まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるような街づくりに向けて、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき、地域住民で進める街づくり活動に対する支援を行い、良好な市街地を形成します。

◆適正な開発への誘導

周辺環境に配慮した開発事業への誘導を通じて、安心して暮らすことができる良質な住環境の創出を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
住みやすいと感じている市民の割合	92.4% (平成25年度)	95.0% (平成30年度)

## 基本計画事業

事業名	都市計画マスタープランの運用
事業の内容	市民との協働による見直し作業により、平成26年9月に改定した調布市都市計画マスタープランに基づき、新たな都市政策課題や街づくりの進捗等に対応するとともに、適正な土地利用を推進します。

事業名	地区計画制度を活用した街づくり
事業の内容	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを地区住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。

## 21-2 景観まちづくりの推進

## ◆調布の自然・地域の個性を生かした景観価値の向上

景観の骨格となっている国分寺崖線や多摩川・野川などの豊かな自然環境と、駅周辺などのにぎわいのある都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景など、地域固有の景観の魅力を市民と共有し、景観価値の向上に取り組みます。

## ◆街並み・景観保全に向けた規制・誘導

景観計画の策定、景観条例の制定、景観行政団体への移行などの景観法を活用した景観まちづくりを推進します。また、景観まちづくりを担う各種施策との連携を図りながら、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりに向け、景観のルールづくりを進めます。

## ◆地域における景観意識の醸成

地域住民との協働による良好な景観まちづくりに向け、景観に関する市民活動への支援や、景観学習などの推進により、景観まちづくりの担い手となる人材を育成し、地域での様々な活動を通じて景観に関する意識の醸成を図ります。

## ◆公共サイン計画の検討・運用

ユニバーサルデザインの考え方のもと、歩いて楽しいまちづくりを目指し、来訪者や市民の回遊性を高めるため、外国人を含む利用者の視点に立った分かりやすく親しみやすい公共サインの整備を推進するとともに、計画的な維持管理を推進します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内に優れた景観があると感じている市民の割合	83.2% (平成25年度)	85.0% (平成30年度)

基本計画事業

事業名	景観計画，景観条例の運用
事業の内容	景観行政団体への移行により，景観計画や景観条例などの景観法の制度を活用した景観まちづくりを推進します。

事業名	公共サイン計画の検討・運用
事業の内容	公共サイン整備方針に基づき，だれにもわかりやすい公共サイン整備を推進します。



**参加と協働の視点** ～市民等に期待される役割～

- 市民は，まちづくりに主体的に参加し，地域のルールづくりとその実践に努めます。
- 事業者は，安心して暮らすことができる良質な住環境の創出に努めるとともに，地域のまちづくりルールを理解し，良好な市街地の形成に努めます。



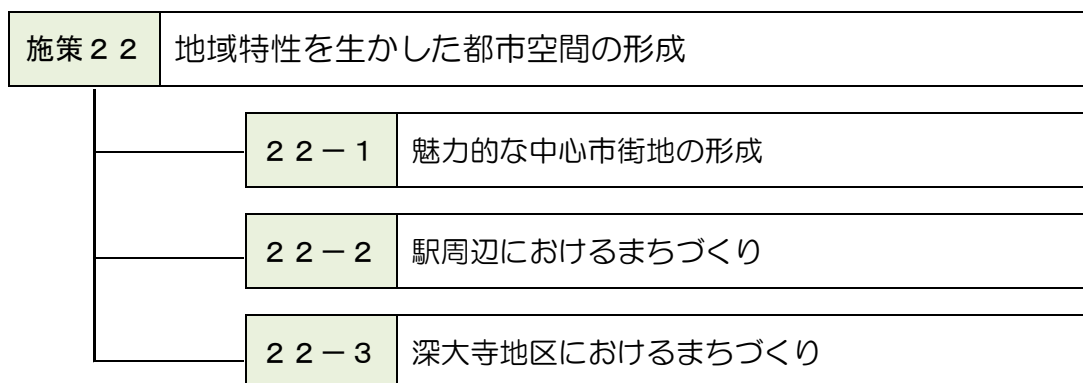


## 施策 2 2 地域特性を生かした都市空間の形成

目的	対象	市内全域
	意図	地域特性を踏まえ、多様な機能が調和し、人々が集い、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎがある

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

京王線の地下化を機に、駅前広場や鉄道敷地周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、地域の特性を生かした質の高い都市空間を形成します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 京王線地下化に連動した21世紀の調布の街の骨格づくり
- ソフト・ハード両面からの取組による魅力ある中心市街地の形成
- 駅周辺のまちづくり
- 深大寺地区周辺の街なみ景観の維持・向上

### ✚ 現状と課題

- 平成24年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間の地下化が実現したことにより、道路交通の円滑化や歩行者・自転車の安全性の向上、鉄道により分断されていた市街地の南北一体化など、様々な面で市の都市構造が大きな変貌を遂げました。
- 鉄道敷地については、市全体の活性化にも寄与するよう、調布・布田・国領の3駅の駅前広場と各駅をつなぐ連続した貴重な都市空間として整備していく必要があります。
- 京王線の地下化を契機として、調布の街が大きく変貌する機会を捉え、ソフト・ハードが一体となった魅力あるまちづくりを推進していく必要があります。調布駅南口中央地区や調布銀座地区では、地域の特性を生かした魅力ある中心市街地の形成に向け、住民発意による街づくりの検討が進められています。

- 市内にある各駅の周辺は、それぞれの地域に暮らす人々の日常生活の中心となっており、各地域の特性に応じたまちづくりを進めていく必要があります。
- 深大寺地区は、古刹として知られる深大寺とともに、そば店などが建ち並ぶ駅前及び周辺の街なみは、調布市の代表的な観光地となっており、多くの市民がその景観の良さを実感しています。調布市では、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」に基づき、深大寺地区を街づくり推進地区（深大寺周辺地区）に指定しています。また、同条例に基づく「深大寺通り街づくり協議会」が中心となり、街づくり協定が締結されるなど、地区住民による活発な活動が行われており、これらの活動と連携を図りながら、歴史的・文化的な風情を感じさせる街なみ景観を形成し、地区の魅力を高めていく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 22-1 魅力的な中心市街地の形成

#### ◆面的整備手法の活用

土地の有効・高度利用を図り、商業・業務機能や都市型住宅の立地を誘導するなど、生活機能がバランスよく整えられた良好な市街地の形成を図る市街地再開発事業や、宅地の利用増進と公園や道路などの都市基盤施設を整備し、安全で快適な市街地を形成する土地区画整理事業など、面的整備手法を活用した街づくりを進めます。

#### ◆魅力的な駅前広場の整備

交通結節点としての機能の充実を図るとともに、中心市街地デザイン・コンセプト「にぎわい 庭園 ちょうふ」に基づき、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間としての機能を兼ね備えた駅前広場を整備します。

#### ◆鉄道敷地の整備と活用

調布・布田・国領3駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地の連続した空間を有効に活用し、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎのある都市空間として整備を進めます。

#### ◆歩行者の回遊性の向上

歩いて楽しいまちづくりを進めるため、幹線道路や区画道路等の整備により、安全で快適な歩行者空間ネットワークを形成し、中心市街地の回遊性の向上を図ります。

#### ◆都市景観の創造

中心市街地の中核となる鉄道敷地及や駅前広場など、ゆとりとうるおいのある空間を創出し、良好な都市景観の形成に取り組みます。

#### ◆中心市街地活性化の推進

商業・業務の振興と都市基盤の整備が一体となったまちの活性化に向け、市民や来街者のニーズを捉えながら、中心市街地の活性化に取り組みます。



まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
中心市街地が魅力的であると感じている市民の割合	53.1% (平成 25 年度)	70.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

事業名	駅前広場の整備
事業の内容	京王線連続立体交差事業により鉄道が地下化された調布・布田・国領3駅の駅前広場を南北一体的に整備し、交通結節点としての機能を向上させるとともに、にぎわいや交流，うるおい，やすらぎのある駅前広場を計画的かつ段階的に整備します。
事業名	鉄道敷地の整備
事業の内容	京王線連続立体交差事業により生み出される貴重な都市空間を有効に活用し、にぎわいや交流，うるおい，やすらぎのある都市空間として，鉄道敷地の整備に取り組みます。
事業名	調布駅周辺における市街地再開発事業の促進
事業の内容	調和の取れた商業・業務・住宅施設の整備を行うとともに，都市計画道路等の公共施設の整備により，駅前拠点にふさわしい土地の有効・高度利用と都市機能の更新を図り，防災性の向上やにぎわいと活気ある市街地を形成します。
事業名	中心市街地における区画道路等の整備
事業の内容	京王線連続立体交差事業による事業効果を最大限発現するため，駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ，周辺の区画道路や生活道路等を整備し，安全で快適な道路ネットワークを形成し，中心市街地の回遊性の向上を図ります。

## 22-2

## 駅周辺におけるまちづくり

## ◆駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺は、交通利便性ととも、地区住民の日常生活の利便性を高める生活サービス機能が集積し、にぎわいのある地域の特性を生かした地区の中心となる拠点づくりを進めています。

つつじヶ丘駅周辺は、神代出張所の代替機能の確保とともに、都市計画道路や自転車等駐車場の整備を含めた総合的な視点からまちづくりを進めます。また、柴崎駅周辺における利便性や安全性の向上など、交通環境の改善を図るため、住民参加によるまちづくりを進めます。西調布駅及び飛田給駅周辺では、引き続き快適な市街地整備に取り組みます。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
駅周辺の利便性が高いと感じている市民の割合	65.4% (平成 25 年度)	70.0% (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	地区計画制度を活用した街づくり【再掲】
事業の内容	地区の特性にふさわしい良好な市街地を形成するため、地区レベルでの街づくりのルールを地区住民との協働で定める地区計画制度を活用した街づくりを推進します。
事業名	都市計画道路の整備【再掲】
事業の内容	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、(仮称)調布市道路網計画の策定に取り組むとともに、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。
事業名	交通環境の改善による駅周辺のまちづくり《新規》
事業の内容	駅周辺の安全性を確保するとともに、利便性の向上を図るため、交通環境の改善による駅周辺のまちづくりの取組を推進します。

**22-3 深大寺地区におけるまちづくり**

**◆深大寺地区におけるまちづくり**

古刹として知られる深大寺やそば店などが建ち並ぶ調布市の代表的な観光地である深大寺地区の趣きを守りつつ、国分寺崖線のまとまった緑の保全と良好な住環境を維持するため、景観法や都市計画法などの諸制度を活用した規制・誘導を図るとともに、深大寺地区にふさわしいまちづくりを推進します。

**◆街なみ景観の保全**

深大寺地区周辺の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域と連携を図りながら、地区住民による街づくり協定の円滑な運用を支援し、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、武蔵野の自然と歴史・文化を継承する街なみ景観づくりに向け、街なみ環境整備事業を推進します。

**まちづくり指標**

まちづくり指標	基準値	目標値
深大寺周辺の景観が優れていると感じている市民の割合	89.0% (平成 25 年度)	90.0% (平成 30 年度)

**基本計画事業**

事業名	深大寺地区におけるまちづくりの推進
事業の内容	深大寺地区の緑の保全策や都市計画道路（調布3・4・30号線）の在り方等について検討を進めるとともに、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、歩行者の安全・安心の確保と回遊性を高めながら風情ある街なみ景観の維持・保全を図るなど、魅力向上に取り組みます。



**参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～**

- 市民は、地域のまちづくりに自発的に参加するとともに、住むまちに愛着と誇りを持ち、魅力ある街並みを創出するために地域のルールづくりとその実践に努めます。
- 事業者は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に示されたまちづくりの基本理念を遵守し、良好な都市環境の創出に努めます。

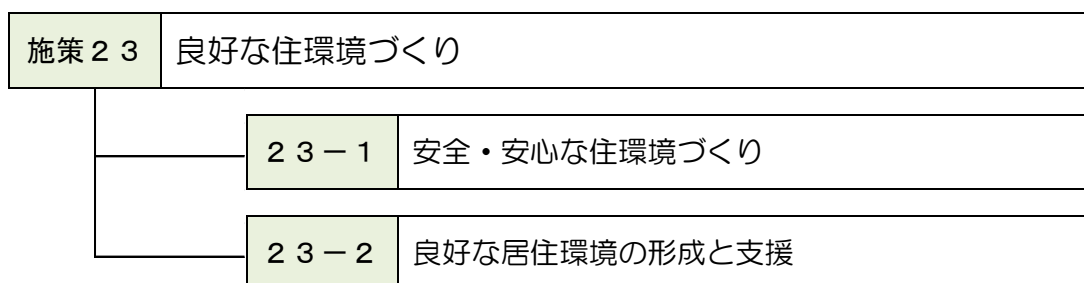


## 施策23 良好な住環境づくり

目的	対象	市民
	意図	安全で安心して快適に住み続けられる

### ✚ 施策の方向と基本的取組の体系

住宅の「質」の向上を推進し、住宅の耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化を進めることにより、安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するとともに、既存住宅ストックの活用や、超高齢社会に対応する住環境を形成します。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 空き家対策
- 分譲マンションの適正な管理支援

### ✚ 現状と課題

- 住生活基本法（平成18年施行）により、これまでの住宅の量の確保から、質の向上へと大きな転換が図られました。住宅の耐震化、太陽光発電設備設置などの省エネルギー化、長寿命化の推進、災害に強く防犯性の高い住環境、少子高齢化への対応など、福祉分野等との連携による良質な住宅ストックの形成などが課題となっています。
- 東日本大震災を背景に、災害から生命や財産を守るうえで、安全な住まいの重要性が再認識されるようになりました。安全で安心な住環境を形成していくためには、防災性や耐震性を備えた災害に強い住環境づくりを推進していくことが必要です。
- 調布市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化を計画的に進めるため、耐震診断から耐震改修へとつながるよう支援するとともに、耐震化に向けた相談体制や普及啓発により、住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 分譲マンションでは、高齢化やコミュニティの希薄化が進むことによる管理組合機能の低下が課題となっています。今後、老朽化に伴う大規模修繕や建替え等への対応が必要なマンションが増加することが見込まれることから、マンション管理の適正化に向けた支援が必要となっています。

- 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）について、その居住の安定確保を図るため、公的賃貸住宅の供給の促進及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な施策を講ずることを目的として、平成19年7月に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が施行されました。
- 東京都では、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に推進するため、平成22年に「高齢者の居住安定確保プラン」を策定し、平成26年6月には、都内の全市区町村の居住支援協議会の設立に向けた支援をするため、東京都居住支援協議会を設立しました。
- 調布市では、市営住宅（249戸）及び借上げ方式による高齢者住宅（41戸）を供給していますが、住宅確保要配慮者がより公平にサービスを受けられ、安心して安定的に暮らすことができるよう、住宅政策と福祉政策等が連携し、民間活力の活用を図りながら、市民一人一人に応じた居住の確保を図るための仕組みづくりや、環境整備を検討していく必要があります。
- 空き家については多岐に渡る課題があり、今後、総合的な空き家対策を検討していくために、市内の空き家の現状を把握する必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 23-1 安全・安心な住環境づくり

#### ◆住宅マスタープランに基づく住宅施策の推進

豊かな住生活の実現に向け、調布市住宅マスタープラン（平成26年度改定予定）に基づき、地域の実情を踏まえた住宅施策を総合的に推進します。

#### ◆住宅の耐震化の促進

新耐震基準に対応していない昭和56年改正建築基準法前の木造住宅及び分譲マンションを対象に、耐震診断から耐震改修へとつながるよう支援し、住宅の耐震化を計画的に進め、災害に強い住環境づくりに取り組みます。

#### ◆分譲マンションの適正な管理の支援

マンション管理士会などの関係機関と連携し、分譲マンションセミナーや相談会、交流会等のほか、予防保全の観点からの管理アドバイザー制度を活用したマンション管理組合の主体的な活動を促進するなど、マンション管理の適正化に向けた支援を行います。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内の住宅（一戸建て、分譲マンション等）の耐震化率	86.9% （平成25年度）	93.0% （平成30年度）



基本計画事業

事業名	住宅の耐震化の促進
事業の内容	昭和56（1981）年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者及び分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断に係る費用を一部助成するなど、耐震化を図ります。
事業名	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業【再掲】
事業の内容	震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部補助により、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。
事業名	分譲マンションの適正な管理の支援《新規》
事業の内容	関係機関と連携した分譲マンションセミナーや相談会のほか、予防保全の観点から、マンションの管理の適正化に向けた取組を支援します。

23-2 良好な居住環境の形成と支援

◆居住環境改善の促進

少子高齢化への対応、低炭素まちづくり、環境負荷の軽減を図るため、「よりよい住まいづくり応援制度※」により、個人住宅などの改修工事等の費用の一部を補助することにより、居住環境の向上を支援していきます。

※よりよい住まいづくり応援制度

高齢化等への対応、環境負荷の軽減などを目的とした個人住宅等の改修工事等を実施する際、その費用の一部を市が助成する制度

◆居住支援の推進

住宅確保要配慮者※の居住の確保が図れるよう、既存の市営住宅等のストックを有効活用し、適切な運用を図るとともに、住宅確保要配慮者が安心して安定的に暮らすことができるよう、住宅セーフティネット法に基づき、様々な分野が連携し民間賃貸住宅への円滑な入居等の促進を図るため、居住支援協議会を設置し、居住支援に向けた検討を進めます。

※住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

※居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織で、地方公共団体やNPOなどの居住支援団体、不動産関係団体などで構成

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
バリアフリー対応住宅に住んでいると答えた市民の割合	49.6% (平成 25 年度)	検討中

## 基本計画事業

事業名	居住環境改善の促進
事業の内容	バリアフリー対応，太陽光・太陽熱利用などの住宅改修工事費用の一部を助成することにより，居住環境の向上を支援します。



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は，自らの住宅の安全を確保し，良好な住環境の形成に努めます。
- 事業者は，良質な住宅の供給，良好な住環境の形成等を通じ，将来にわたって住み続けられる良質な住宅ストックの形成を推進します。

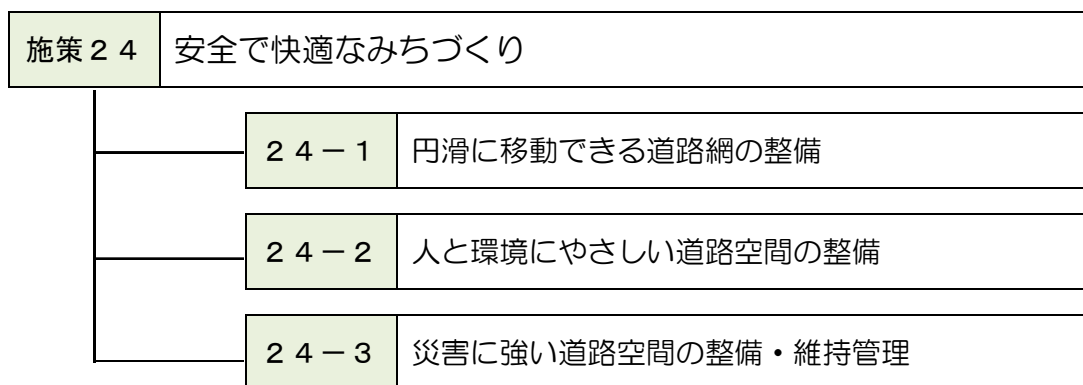
7-2 だれもが便利で安全・安心に移動できる、良好な交通環境が整ったまち

**施策24 安全で快適なみちづくり**

目的	対象	市内全域の道路
	意図	安全、快適、円滑に通行できる

**施策の方向と基本的取組の体系**

周辺環境への配慮と歩行者空間の確保を図りながら、円滑に移動できる道路網の整備を計画的に進め、歩行者・自転車・自動車など道路を利用するすべての人たち並びに沿道住民にとって、安全で快適なみちづくりを推進するとともに適切な維持管理に取り組みます。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）後の（仮称）東京における都市計画道路の整備方針と連動した（仮称）調布市道路網計画の策定
- 「道路ストック総点検（国交省）」に基づく道路及び道路附属物等の現状把握・安全対策

**現状と課題**

- 道路は、交通の円滑化による都市機能の向上を図るとともに、避難路の確保による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活や経済活動に不可欠な社会資本です。道路の役割に応じて、地域の特性や将来の交通需要に対応した道路交通網を形成していく必要があります。
- 京王線連続立体交差事業により、京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間の地下化が実現し、いわゆる開かずの踏切12箇所を含む、18箇所の踏切が除却されました。これにより、慢性的な交通渋滞が解消され、道路交通の円滑化が図られました。
- 調布市の平成25年度末時点での道路整備率は、都市計画道路が50.8%、幅員6m以上の生活道路が33%、幅員4m未満の狭あい道路は17.1%となっています。都市計画道路は、市民生活を支える重要な都市基盤であるとともに、災害時に緊急輸送道路等として重要な役割を果

たすことから、計画的に整備を進めていく必要があります。また、その他生活道路等についても、防災性・快適性・コミュニティの向上を図るため、地域の特性に応じた整備を進めていく必要があります。調布市では、骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し整備を進めるため、「(仮称)調布市道路網計画」の策定に取り組んでいます。

- 道路の整備に当たっては、歩行者と自転車が安全で快適に通行できる空間を確保するため、道路特性を踏まえたうえで、安全で快適な交通環境の実現を目指すことが必要です。
- 幅員4m未満の狭あい道路は、災害時における緊急車両の通行に支障をきたし、避難路として危険であるとともに、日照、通風が阻害され、快適な生活環境に影響を及ぼすことから、地権者からの申請に基づいて拡幅整備を実施しています。
- 国の動向に準じた道路ストック総点検に取り組み、道路と道路附属施設等の老朽化の現状を把握する必要があるため、路面下の空洞調査を実施しています。
- 災害時の避難路、緊急輸送路としての機能を確保し、災害に強い都市基盤の整備を進めるため、橋りょうの耐震化や崖線道路の防災対策を進める必要があります。
- 調布市が管理する橋りょう71橋のうち耐震補強の必要な49橋については、平成26年度末で37橋が耐震補強のための改修工事を完了しています。残りの12橋については、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的に補強を実施していく必要があります。
- ゲリラ豪雨等による都市型水害への対策として、下水道の整備や道路の浸透性能の向上を図るなど、道路の排水対策の強化が必要です。

## ✚ 基本的取組の内容

### 24-1 円滑に移動できる道路網の整備

#### ◆都市計画道路の計画的な整備

道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、広域的な視点や地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し整備を進めるため、「(仮称)調布市道路網計画」の策定に取り組むとともに、都市の骨格となる都市計画道路を計画的に整備していきます。

調布3・4・26号線及び調布3・4・28号線については、京王線の地下化に連動した整備を進めていきます。また、調布3・4・32号線や調布3・4・33号線についても引き続き整備を進め、調布3・4・21号線は計画期間内の事業化に取り組めます。その他の優先整備路線である調布3・4・31号線などについては、事業化の検討を進めるとともに、柴崎駅周辺については、利便性、安全性向上のため、住民参加のまちづくりと歩調を合わせ、都市基盤整備の推進を図ります。

#### ◆生活道路等の計画的な整備

安全で快適な暮らしを支える生活空間を確保するため、地域の特性に応じた生活道路の整備を進めるとともに、災害時の避難通路の確保など、防災上の観点から、4m未満の狭あい道路の解消を進めます。

### 第3編 分野別計画

#### ◆中心市街地における道路網の形成

にぎわいや交流，うるおい，やすらぎのある都市空間を創出するため，都市計画道路や鉄道と交差する道路等の整備により，中心市街地における道路網を形成し，歩行者にとっても安全で快適に利用することができる道路空間づくりを推進し，駅周辺の回遊性の向上を図ります。

#### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
普段利用する市内の道路が安全であると感じている市民の割合	46.6% (平成 25 年度)	60.0% (平成 30 年度)

#### 基本計画事業

事業名	都市計画道路の整備
事業の内容	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため，(仮称)調布市道路網計画の策定に取り組むとともに，都市計画道路の整備を計画的に推進し，交通機能の向上を図ります。
事業名	生活道路の整備
事業の内容	市民生活に密着し，防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について，(仮称)調布市道路網計画の策定に取り組むとともに，住民の理解と地権者の協力のもと，拡幅整備を進めます。
事業名	中心市街地における区画道路等の整備《新規》【再掲】
事業の内容	京王線連続立体交差事業による効果を最大限発揮するため，駅前広場や鉄道敷地の整備と併せ，周辺の区画道路や生活道路等を整備し，安全で快適な歩行者空間ネットワークを形成し，中心市街地の回遊性の向上を図ります。

#### その他の主な事業

- ・狭あい道路の整備

## 24-2

### 人と環境にやさしい道路空間の整備

#### ◆だれにもやさしい安全な道路の整備

高齢者や障害者，大人や子どもなど，だれもが安全で快適に通行できるよう，調布市福祉のまちづくり条例を踏まえた「人と環境にやさしい道づくり事業」により，バリアフリー対応の道路整備を進めていきます。また，味の素スタジアム周辺道路については，2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け，東京都と連携し，無電柱化の取組を検討します。

## ◆バリアフリー特定事業計画に基づく人にやさしい道路の整備

すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリー基本構想や特定事業計画に基づいて、安全で快適な歩行空間を有する道路整備を進めていきます。

## ◆環境に配慮した道路の整備

ヒートアイランド現象や交通騒音などを緩和するため、遮熱性舗装や透水性舗装、低騒音・排水性舗装の推進、街路樹・植樹帯による道路の緑化など、快適に通行でき、沿道環境に配慮したまちづくりを推進します。

## ◆自転車走行空間の整備

道路を利用するすべての人が、安全で快適に通行できる交通環境を実現するため、自転車利用の多い地域の状況や利用実態を踏まえ、新たな道路整備や面的整備の機会などを活用し、自転車走行空間の確保について検討を進めます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、東京都の自転車推奨ルートの検討に合わせて、味の素スタジアム周辺道路の自転車走行空間の整備を検討します。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
バリアフリー基本構想により実施すべき道路特定事業の達成率	51.7% (平成25年度)	75.0% (平成30年度)

## 基本計画事業

事業名	人と環境にやさしい道路の整備
事業の内容	調布市バリアフリー特定事業計画に位置付けた路線等において、低騒音排水性舗装とともに、歩道のバリアフリー化を実施します。

## 24-3

## 災害に強い道路空間の整備・維持管理

## ◆長寿命化修繕計画に基づく橋りょうの耐震補強

調布市が管理する橋りょう71橋（河川橋・高速道路橋・跨線橋・横断歩道橋）のうち、耐震補強が必要な12橋については、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から優先順位を設けながら計画的に耐震補強を実施し、道路の安全性・信頼性を確保します。

## ◆道路及び交通安全施設等の計画的な更新・維持管理

歩行者や自転車、自動車等の交通手段を利用するすべての市民が安全で快適に通行できる交通環境の整備促進を図るため、交通安全施設の計画的な更新を行います。また、安全な交通環境を長期に安定して確保するため、予防保全の観点から路面下の空洞調査を実施するとともに、パトロールによる危険箇所の早期発見と補修及び更新による維持管理に努めます。



### 第3編 分野別計画

#### ◆崖線道路の防災対策

急傾斜地崩壊危険箇所である崖線道路の擁壁などについては、災害時による崩壊を防止するため、補強工事等の崩壊対策などにより、災害時の交通経路を確保するとともに、市民の安全な生活の確保を図ります。

#### ◆道路の排水性能の向上

ゲリラ豪雨などの都市型水害への対策を図るため、道路の排水性能の向上を図ります。

#### ◆協働による継続的な道路空間の維持管理

市道などの適正な維持及び美化の推進を図るため、地域生活に密着した身近な道路について、地域との協働による維持管理を推進します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
橋りょうの耐震化率	75.5% (平成 25 年度)	100% (平成 30 年度)

### 基本計画事業

事業名	橋りょうの耐震改修【再掲】
事業の内容	橋りょうの安全な維持管理のため、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的な耐震工事を進めます。



### 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

○市民や事業者は、身近な道路や水路等の清掃を行うなど、日常的な維持管理に協力し、安全で快適な生活空間の確保に努めます。

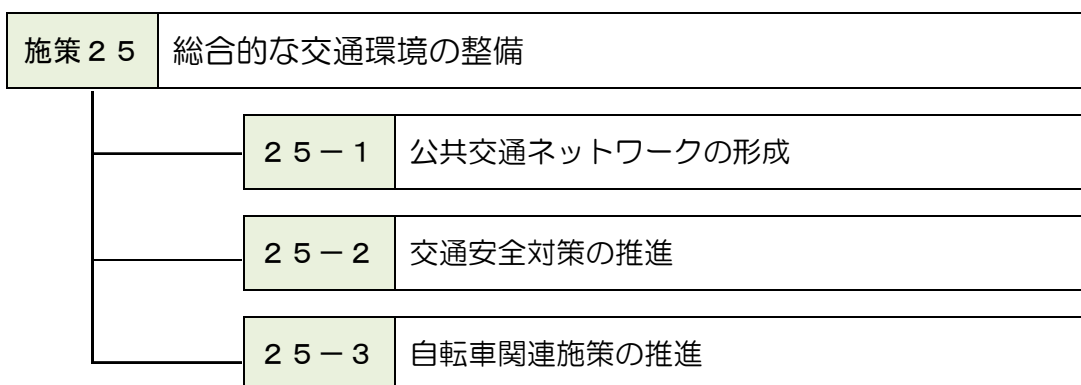


## 施策25 総合的な交通環境の整備

目的	対象	市民，市内公共交通機関の利用者
	意図	安全，快適，円滑に目的地まで移動できる

### ✦ 施策の方向と基本的取組の体系

将来の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークを形成するとともに，交通安全対策の推進，環境への負荷の少ない自転車利用の促進などを通じて，だれもが安心して移動できる総合的な交通環境が整ったまちづくりを進めます。



時点修正のポイント（修正基本計画における新たな課題や継続的な主要課題等）

- 公共交通ネットワーク等の検討
- 自転車等駐車場の整備・有料化

### ✦ 現状と課題

○市内の公共交通ネットワークは，市域を東西方向に結ぶ京王線と，鉄道駅から南北方向に連絡しているバス路線等で構成されており，調布駅へ接続する路線が多いことが特徴となっています。

○今後の交通需要や都市計画道路等の都市基盤の整備と合わせ，効率的な公共交通ネットワークの検討が必要となっています。

○市内において，電車やバスなどの公共交通を利用することが不便な地域の解消と，高齢者等の社会参加の促進を図るため，調布市ミニバス（コミュニティバス）3路線を運行し，地域住民の身近な交通手段として，多くの人々に利用されています。また，運行時間の延長や増便など，更なる利便性の向上が課題となっています。

#### ■ 調布市ミニバス



- 公共交通をより利用しやすくするためには、交通結節点の整備と合わせたバリアフリー化の推進や、バス待ち環境の改善といった公共交通利用環境の向上が必要です。
- 都内における自転車乗用中の交通事故当事者の年齢層別では、全国に比べて特に20歳代から40歳代での割合が高く、当事者全体の約5割を占めています。
- 放置自転車は、歩行者等の通行の妨げとなるだけでなく、緊急車両等のスムーズな走行を阻害することから、調布市自転車等対策実施計画に基づき、自転車等駐車場の計画的な整備や放置自転車対策が必要です。また、歩行者と自転車が安全に通行できる交通環境の向上を図るためには、市民一人一人が交通安全意識や交通マナーの向上に努めていくことが必要です。
- 子どもや高齢者が安心して歩ける歩行空間の確保や道路のバリアフリー化など、安全で快適な交通環境を整備するとともに、道路環境や地区の状況に対応しながら危険箇所などへの交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

## ✚ 基本的取組の内容

### 25-1 公共交通ネットワークの形成

#### ◆交通結節機能の向上

駅前広場の整備により、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の強化を図るとともに、バリアフリー化の推進やバス待ち環境の改善など、公共交通の利用環境の向上を図ります。

#### ◆ミニバスの運行

ミニバスを運行し、公共交通不便地域を解消することにより、高齢者等の社会参加の促進を図ります。また、高齢者人口の増加が予想される地域などについては、運行時間の延長や増便など、更なる利便性の向上に向けた検討を進めます。

#### ◆公共交通網の整備による交通環境の向上

今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークの検討を進め、だれもが利用しやすい交通環境の向上を目指します。

### まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市内の公共交通機関（電車・バス）を利用しやすいと感じている市民の割合	76.4% (平成25年度)	80.0% (平成30年度)

### 基本計画事業

事業名	交通計画等の検討
事業の内容	調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めます。また、バリアフリー特定事業計画の進行管理を行い、各種バリアフリーの取組を推進します。

**25-2 交通安全対策の推進**

◆交通安全意識と交通マナーの向上

子どもや高齢者、自転車利用者等を中心に、市報、子ども交通教室、スタントマンを活用した自転車交通安全教室などを通じて、交通安全に対する意識啓発を行うとともに、一般市民へのより効果的な啓発方法の検討を進め、警察などの関係機関と連携した交通安全対策や、市民等との協働により、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

◆道路交通の安全確保

歩道空間の確保、道路照明やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を進めるとともに、歩道の段差解消など高齢者や障害者等にも配慮した施設整備を行うことにより、だれもが安心して通行できる交通環境を確保します。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
交通事故件数（暦年）	611件 （平成25年度）	600件 （平成30年度）

基本計画事業

事業名	交通安全意識の啓発
事業の内容	子ども・高齢者や自転車利用者等に交通ルールの遵守・交通安全に対する意識の向上を図るため、警察や関係機関と連携して、交通安全や交通事故に関する情報の提供や、スタントマンを活用した自転車交通安全教室など各種交通安全の啓発を実施します。

**25-3 自転車関連施策の推進**

◆自転車等駐車場の整備

調布市自転車等対策実施計画に基づき、鉄道敷地などを活用した恒久的な自転車等駐車場の計画的な整備と適切な維持管理を推進するとともに、民間事業者にも設置の働きかけを行います。

◆放置自転車対策の推進

歩行者の安全な通行を妨げ、都市景観の悪化や災害時等の緊急活動を阻害する要因となっている放置自転車の解消に向け、自転車利用のマナー啓発を行うとともに、放置自転車の撤去を進め、駅前広場や駅周辺の歩行空間・交通安全の確保と美観の向上を図ります。

## まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
自転車等駐車場の有料化整備率	55.0% (平成 25 年度)	82.9% (平成 30 年度)

## 基本計画事業

事業名	自転車等駐車場の整備・有料化
事業の内容	調布市自転車等対策実施計画に基づき、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の整備・有料化を進めます。



## 参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、公共交通機関を利用するよう努めるとともに、交通ルールと交通マナーを守り、交通安全に努めます。
- 事業者は、市との連携・協力のもと、より質の高い公共交通サービスの提供に努めます。